



群馬県では農産物の安全性を確保するため、県域で農産物の「残留農薬検査」を実施しています。また、農産物が出荷される全国の市場他でも、同様な取り組みが行われています。万が一、検査により残留農薬基準値超過事案が発生した場合は、消費者の健康被害と産地の信用失墜に繋がります。消費者の信頼に応えるべく、農薬を適正に使用して安全な農産物を生産しましょう。

## 1 使用基準の遵守について

図1に示すとおり農薬のラベルには使用基準（適用作物・病害虫、希釈倍率、使用時期、使用回数）が記載されています。これらの基準は変更されることがあるため、使い慣れた農薬でも使用前は必ずラベルを確認しましょう。

殺虫剤		農林水産省登録 第○○○○号				
○○○乳剤		【成分】△△△△……………××%				
△△△乳剤		有機溶剤、乳化剤等…………○%				
適用病害と使用方法		【性状】淡色乳白色状液体 ◇◇◇株式会社				
作物名	適用病害虫名	使用量・希釈倍率	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	△△△△を含む農薬の総使用回数
キャベツ	アブラムシ類	2000	収穫14日前まで	3回以内	散布	4回以内
	コナガ	1000~2000				
	アオムシ					
ナス	コナジラミ類	2000	収穫前日まで	4回以内	散布	5回以内
	アザミウマ類					
	マメハモグリバエ					

効果、病害等の注意  
安全使用上の注意  
最終有効年月日(西暦下2桁) 24.10

図1 農薬ラベル記載例

### ①作物名・適用病害虫名

適用の無い（ラベルに記載されていない）作物には使用できません。また、図2で示すように、同じ作物でも収穫物の大きさ、収穫の時期、収穫する部位などによって、農薬登録上は別の作物として登録されている場合があるため、注意が必要です。

<b>【大きさの違い】</b> トマト⇔ミニトマト、ピーマン⇔トウガラシ⇔シシトウ ダイコン⇔ハツカダイコン 等
<b>【収穫する時期の違い】</b> ダイズ⇔エダマメ、インゲンマメ⇔サヤインゲン 等
<b>【形の違い】</b> レタス⇔非結球レタス、キャベツ⇔メキャベツ、ブロッコリー⇔茎ブロッコリー 等
<b>【収穫する部位の違い】</b> サトイモ⇔サトイモ(葉柄)、サンショウ(葉)⇔サンショウ(実) 等
<b>【用途の違い】</b> 食用ぎく⇔きく、しょうが⇔しょうが 等

図2 農薬登録上別の作物になる例

### ②使用量・希釈倍率

記載された使用量・希釈倍率を守って使用します。

### ③使用時期

使用可能な時期を示します。なお、「収穫前日まで」とある場合は、散布後24時間以上経過してから収穫可能になります。

### ④使用回数

記載された使用回数以内で使用しますが、「本剤の使用回数」と「成分の総使用回数」があるため注意が必要です。農薬名（商品名）が異なる薬剤でも、混合剤などで同じ成分が含まれる場合は、「成分の総使用回数」が上限回数になります。

### ⑤安全使用上の注意

適散布時の注意事項が記載されています。散布時は保護具を着用し、健康状態に注意して散布を行います。

これらの使用基準を守ることによって、農作物（葉害、残留農薬）や環境に対する安全性が確保されます。

## 2 農薬の使用履歴の記帳

農薬の散布を行った際には、次の事項を帳簿等に記載し、その帳簿等は3年間保存しましょう。

- ①農薬を使用した農作物名等
- ②農薬を使用した場所
- ③農薬を使用した年月日
- ④使用した農薬の種類または名称
- ⑤使用農薬の単位面積あたり使用量又は希釈倍数
- ⑥天候、風向きや強さなど散布状況

記帳することで、万が一、残留農薬基準値超過や周辺作物等へドリフトが発生した際にも早急な対応ができ、人的・経済的被害を最小限に抑える事ができます。

## 3 周辺への農薬のドリフト(飛散)に注意

農薬を散布する際には、住宅地や周辺作物へのドリフトを防ぐため、次の対策が重要になります。

- ①ドリフトの少ない製剤を利用する  
→粒剤、ジャンボ剤、かん注処理剤など
- ②散布圧力は、ノズルや散布機具の説明書などに記載された適正值で行う
- ③ドリフト低減型ノズルを使用する
- ④風速や風向きに注意して散布する
- ⑤ほ場の周辺に遮蔽ネットや遮蔽作物を設置する
- ⑥周辺作物の栽培者と情報を共有する

これらの対策を複数組み合わせることで、農薬のドリフトを低減することができます。

万が一、ドリフトしてしまった際には、早急に周辺作物の栽培者や地域の指導機関、JAの担当者まで連絡してください。

担い手・園芸課(高橋)